

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I-④	人材育成・基盤整備																														
施策の方向10	デジタル化の推進 ★																														
具体的な取組み	<p>(38) 監視指導等を行う人材や食品等事業者の衛生管理を担う人材の育成 食品関係施設の監視指導を行う食品衛生監視員や食品関係検査等を行う担当職員の技術等向上を図るため、担当者研修会を実施するとともに、国等が実施する講習会等へ職員を積極的に派遣します。また、HACCPに関する専門知識を有する担当職員を育成するため、国等で実施するHACCP関係研修会へ職員を積極的に派遣します。</p>																														
①概要	<p>経験の浅い食品衛生監視員を対象とした研修会を開催し、監視指導に必要な知識の習得を図るとともに、国が開催する食品安全行政講習会等へ職員を派遣し、食品衛生に関する最新かつ専門の知識の習得を図る。また、技術的な助言を行うための専門知識を持つ職員を養成するため、国や地方ブロックで開催しているHACCP関係講習会へ職員を派遣する。</p>																														
②推進指標	<p>【食品衛生監視員のHACCP関係有資格者率】 一定水準の有資格者割合を維持することにより、効果的な監視指導を実施することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>75%以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>75%以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>62.7%</td> <td>63.1%</td> <td>66.7%</td> <td>68.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	75%以上	—	—	—	—	75%以上	実績	62.7%	63.1%	66.7%	68.5%			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	75%以上	—	—	—	—	75%以上																								
実績	62.7%	63.1%	66.7%	68.5%																											
③用語解説	—																														

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食の安全・安心推進事業費、食品衛生監視機動班等事業費、食品等検査費(薬務衛生課) ・食品衛生監視員の技術等向上のため、研修会に参加した。 四国4県食品衛生監視員研修会、 ・国等が実施する講習会等に職員を派遣した。 HACCP指導者養成研修、HACCP導入に関する研修(オンライン) 食品安全行政講習会、食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者研修会 全国食品衛生監視員研修会 ・HACCPに基づく監視指導業務に係る研修や連絡会に職員を派遣した。 米国及びEU等向け輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員養成講習会 2月(1日間) 3名派遣 令和5年度HACCPシステムに係る講習会 2月(3日間) 3名派遣 瀬戸内沿岸観光府県市食中毒防止対策会議、EU輸出水産食品取扱施設に係る関係機関連絡会議 <p>【令和5年度取組みの評価】 (薬務衛生課) 新型コロナウイルス感染症の影響により研修会等の開催が見送られることも多かったが、令和5年度は研修会等が再開されたため、職員を積極的に派遣した。また、国等の講習会をWebなどを活用し、職員が受講することにより、専門知識の習得と指導力の向上が図られ、的確な監視指導と自主衛生管理の推進につなげることができた。今後も人材育成に努める。</p>
--

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－④	人材育成・基盤整備
施策の方向11	安全を確保する基盤整備
具体的な取組み	
(39) 国、他都道府県、保健所設置市間の連携	
<p>国、他都道府県及び保健所設置市との定期的な情報交換を行うとともに、広域的な食中毒事件の発生や違反食品等の発見時には、関係自治体との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に対応します。</p>	
①概要	
<p>国、他都道府県及び保健所設置市との情報交換のための各種協議会に職員を派遣し、定期的に意見交換を行う。</p> <p>広域的な食中毒事件の発生や違反・不良・苦情食品等に対して、関係自治体との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に調査等の対応を行う。</p>	
②推進指標	
—	
③用語解説	
—	

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、他都道府県及び保健所設置市との情報交換会のための各種連絡協議会に職員を派遣し、情報収集に努めた。 ・広域的な食中毒事件や有症苦情に対して、関係自治体と緊密に連携して、迅速に調査を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体(松山市を含む。)に調査依頼した件数 2件 ・他自治体(同上)から調査依頼があった件数 14件 ・広域的に流通している違反・不良・苦情食品について、関係自治体と緊密に連携して、迅速に調査を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体(松山市を含む。)に調査依頼した件数 6件 ・他自治体(同上)から調査依頼があった件数 15件
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <p>各種協議会に積極的に職員を派遣して意見交換を行うとともに、情報収集に努め、業務の円滑な遂行につなげることができた。</p> <p>また、広域的な食中毒事件や有症苦情、違反・不良・苦情食品に対しては、関係自治体と連携して、迅速かつ的確に調査を行い、被害の拡大に努めた。</p> <p>今後も、保健所設置市である松山市をはじめとして関係自治体と連携して対応する。</p>

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保							
I-④	人材育成・基盤整備							
施策の方向11	安全を確保する基盤整備							
具体的な取組み	(40) 衛生環境研究所等の機能充実・調査研究の推進 高度化する食品の生産技術や分析技術等に対応するため、食品の安全性、食品検査等に関する調査研究を推進します。							
①概要	食品の安全性や食品検査等に関する調査研究を行い、その研究結果について学会等で発表を行う。							
②推進指標	【食品衛生に関する研究発表の件数】 件数が技術等の向上につながる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標			—	—	—	—	3件
	実績			3件	2件			
⑤用語解説	—							

【令和5年度事業実施状況】

- 食品等検査費(薬務衛生課)
- ・食品衛生に関する検査担当者の技術水準を確保し、検査等の精度を適正に保つため、厚生労働省通知に基づき、保健所及び衛生環境研究所の内部精度管理を実施するとともに、(一財)食品薬品安全センター秦野研究所に委託して、外部精度管理を実施した。

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

精度管理の実施により、検査担当者の技術水準を確保し、検査精度を適正に保つことができた。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－④	人材育成・基盤整備
施策の方向11	安全を確保する基盤整備
具体的な取組み	(41) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰 自主衛生管理を積極的に推進するなど、食の安全安心の確保に貢献した個人又は団体を表彰することにより、食の安全安心の推進を図ります。
①概要	食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰制度により、食の安全安心に功績のあった個人や施設を表彰する。
②推進指標	—
③用語解説	《食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰》 食品衛生の向上のため、多年業務に精励しその功績が特に顕著と認められる功労者及び多年施設の衛生を確保し他の模範たる優良施設を表彰する制度

【令和5年度事業実施状況】 (薬務衛生課) ・食品衛生功労者及び食品衛生優良施設に対する知事表彰制度により、食の安全安心に関し功績のあった個人及び施設を表彰した。 [令和5年度知事表彰実績] 食品衛生功労者 10人 食品衛生優良施設 5施設
【令和5年度取組みの評価】 (薬務衛生課) 令和5年度も、知事表彰制度により食の安全安心に関し功績のあった個人及び施設を表彰して、関係者の食品衛生に関する意欲の向上に努め、自主衛生管理の推進を図った。